

大仙市物品調達及び役務の提供を受ける契約における市内業者の登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市物品調達及び役務の提供を受ける契約における市内業者優先発注等に係る実施方針（令和2年8月19日市長決裁。以下「実施方針」という。）における業者の区分のうち、事業者を市内業者として登録するに当たり、実施方針に規定する定義のほか必要な要件を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市内業者としての登録の要件は、次の各号に掲げる事項をいずれも満たすものとする。

- (1) 実施方針に規定する大仙市内に設置する本店等又は支店等（以下「事務所」という。）において、市との契約締結について完結できること。
- (2) 法人にあっては、市に対して地方税法に基づく法人設立（事業所設置）の届出を行い、大仙市が課税する市税に関して納期到来済のもの未納がないこと。個人にあっては、事業主が大仙市内に住居登録を有し、大仙市が課税する市税の納税義務者であり納期到来済のもの未納がないこと。
- (3) 事務所には、業務に必要な事務用什器及び事務用機器を備えていること。
- (4) 事務所には、その所在を明らかにした看板や表札を表示していること。
- (5) 事務所は、単なる社員等の住居でないこと。住居の場合は、事務所と住居が区別されていること。
- (6) 事務所には、営業活動を行い得る常勤の自社社員（自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある社員であり、臨時社員、派遣社員、契約社員等は含まない。）を含む人員配置がされていること。
- (7) 事務所と電話、郵便、ファクシミリ等により、常に連絡をとることができること。

(登録の申請)

第3条 市内業者としての登録を受けようとする事業者は、前条に掲げる要件を満たしていることを証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）の種類、提出の時期及び方法は、別に定める。

(登録の可否の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を確認し、大仙市入札契約資格等審査委員会において審査の上、市内業者の登録の可否を決定するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、第2条に掲げる要件を満たしているかどうか確認するため、必要に応じ、実態調査を行うことができる。

- 2 前項の実態調査は、申請書類等に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行うものとする。
- 3 市長は、第1項の実態調査に当たり、相手方に対し、説明、資料の閲覧又は提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項の実態調査に協力しない事業者は、第2条に掲げる要件を満たしていないものとみ

なす。

(登録の取消し)

第6条 市長は、前条の実態調査の結果、この基準を満たさないことが明らかになった場合は、市内業者の登録を取り消すことができる。

附 則

(適用期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日以降に指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約にあつては、履行開始が令和3年4月1日以降のものから適用する。

(準備行為)

- 2 市内業者の登録のために必要な準備行為は、この基準の適用前においても行うことができる。